

平成30年 1月16日

(株) M・S t r a d a

原田 淳一 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

平成 29 年 10 月 31 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	千葉県知事	許 可 ( 般 - 29 ) 第 48267 号
許可の有効期間	平成 29 年 12 月 4 日 から	平成 34 年 12 月 3 日 まで
建設業の種類		
土木工事業		とび・土工工事業
石工事業		鋼構造物工事業
舗装工事業		しゅんせつ工事業
塗装工事業		水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 34 年 11 月 3 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)



# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県鎌ヶ谷市中沢359番地8

氏名 株式会社M・Strada  
代表取締役 原田 淳一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

# 小池百合子



許可の年月日 令和元年 9月26日

許可の有効年月日 令和 6年 9月25日

## 1 事業の範囲

### (1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を除く。)

### (2) 産業廃棄物の種類

ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(以上2種類)

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 26年 9月 26日 新規許可  
令和 元年 9月 26日 更新許可 第1回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)





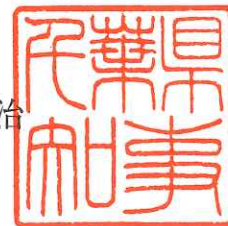
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県鎌ヶ谷市中沢359番地8

氏 名 株式会社 M・S t r a d a  
代表取締役 原田 淳一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 令和元年7月25日

許可の有効年月日 令和6年7月24日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, イ がれき類  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年7月25日 新規許可  
令和元年7月25日 更新許可

### 4. 積替え許可の有無 存・無

(積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。)

### 5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 存・無

### 備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。